

町職員の異動

10月1日付（ ）内は旧所属

【課長級】

▼健康増進課長
大久保晴美

▼健康増進課医療保険班長
（健康増進課医療班長）

【班長級】

▼総務課付け班長
中野賢一

▼建設課土木建設班長
（建設課土木建設班長）

▼健康増進課医療保険班長
西村寿海（契約監理課）

▼建設課土木建設班長
林 泰彦（下水道課）

【新採用（一般職）】

▼政策企画課

▼税務課

▼契約監理課

▼商工観光課

秋山誠賀
小柳彩華
阿部菜月
藤中大和
秋本真里
末長 歩
森本順一

11月12日～25日は

「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

暴力は、その対象の性別や被害者・加害者の関係性を問わず決して許されるものではありません。特に、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、人身取引等、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

加害者と被害者を生まないため、この運動をきっかけに人権尊重や暴力のない社会について考えてみませんか。

圃政策企画課 地域振興班 ☎0820 (74) 1007

一人で悩まず、相談してください

電話で相談

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター

8891

SNSで相談

性暴力に関するSNS相談
「Cure time（キュアタイム）」



お元ですか？

こちらは 社会福祉士です

あなたの『権利を守る制度』知っていますか？

秋風が心地よい季節になりましたね。お変わりなくお過ごしでしょうか。

突然ですが、あなたが一人暮らしで、認知症や加齢による認知機能の低下、精神的な障害などによって、日常生活を送るうえで判断が十分にできない状態になった場合を思い浮かべてください。あなたはどのような気持ちになるでしょうか。例えば、自分でお金の管理やいろいろな手続きができるだろうか、自分の気持ちを周囲に伝えることができるだろうか、その気持ちを受けとめてくれる人がいるだろうか？ など不安な気持ちになるのではないのでしょうか。

今回は、日常生活を送るうえで判断を十分に行うことが難しくなった場合の権利や財産を守るための制度についてご紹介します。

【地域福祉権利擁護事業】

（※利用料金が発生します）
利用される方ができるだけ自分で必要な手続きを行うことができるよう、相談をしながら支援を受けることができます。実施主体は社会福祉協議会で、利用する際には申請が必要です。

【成年後見制度】

（※利用料金が発生します）
利用される方に代わって利用者の思いを大切にし、寄りそいながら支援をしてくれる人を家庭裁判所に決めてもらいます。利用する際には申し立ての手続きが必要です。

周防大島町社会福祉士 大樂 明日海
■問い合わせ
介護保険課 地域包括支援センター

☎0820 (73) 5506

立ての手続きが必要です。

支援内容としては、財産の適切な管理（日常生活費や年金、預貯金、不動産などを管理する）、日常生活を支援する手続きのお手伝い（介護・福祉サービス利用の手続きを支援する）があります。判断能力の程度に応じて、補助、保佐、成年後見の3つに区分されており、その区分によって支援内容が変わります。

また、判断能力が低下した場合の備えとして任意後見制度があります。十分な判断ができるあいだに、自分の代わりに行ってくれる人やしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。利用する際には申し立ての手続きが必要です。

地域包括支援センターでは、高齢の方の権利や財産を守る制度をご紹介します。お気軽にご相談ください。

【P 10 ちよび塩クイズ答え：①～⑤の全て】 長崎大学病院の松尾医師によると、高齢者の多くが悩む「夜間頻尿」の原因には、水分だけでなく、食塩の摂り過ぎも深く関係すると報告されています。